

資料 4

既指定の特定農薬についての情報提供（案）

1 食酢

○告示中の名称 : 食酢

○指定対象の範囲：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく「加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）」及び「食酢品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1668 号）」に則った表示がされたもの

○参考となる対象病害、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
食酢	殺菌剤(種子消毒用)	・ 稲のもみ枯細菌病 ばか苗病 ごま葉枯病	・ 酸度 0.1～0.25%程度に薄めたものに 24 時間もみを浸漬。 ※焼酎、糖類と混合したものを使用している事例もある。	・ 有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物をつけ込んだ食酢は使用しないこと。

※過去登録のあった酢酸液剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害等」を記載。

2 重曹

○告示中の名称 : 重曹

○指定対象の範囲：「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）」を満たす「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）」、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する関係法令、薬事関係法令、家庭用品品質表示関係法令又は工業標準化関係法令に則った表示がされたもの（当該関係法令では「炭酸水素ナトリウム」という。）若しくは工業用に供されているもので、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）に基づく化学物質等安全データシート（(M)SDS）等により製品規格が確認できるもの

○参考となる対象病害、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
重曹	殺菌剤(散布用)	・野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・野菜類のさび病	・重曹濃度 0.1%程度に薄めたものを 150～500 L/10a 散布。	・にがうりに使用する場合、品種により薬害が生じる事例がある。

※登録農薬である炭酸水素ナトリウム剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害等」を記載。

3 天敵

○告示中の名称 : 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあっては、当該離島内）で採取されたもの

○指定対象の範囲：使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵（以下「土着天敵」という。）。なお、土着天敵とは増殖することにより生産された次世代以降の天敵を含み、土着天敵を増殖して利用する場合、「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について（平成 21 年 3 月 2 日 20 消安第 11885 号・環水大土発第 090302001 号）」を遵守すること。

○参考となる対象害虫、使用方法及び使用する際の注意点

土着天敵には様々な種類の昆虫、ダニが含まれ、様々な薬効が認められるため、薬効が認められる対象病虫害や参考となる使用方は記載しない。